平成２２年（フ）第１０９号
金沢市大野町３丁目11番地１
債務者　上村　和宏
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１２４号
石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘１丁目226番地
債務者　濱江　裕子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１３５号
金沢市高尾台１丁目34番地
債務者　今﨑登美子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１３９号
金沢市入江２丁目177番地　森ビル603号室、従前の住所金沢市北塚町西118番地
債務者　前田　寛文
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１４５号
金沢市西金沢５丁目305番地　パリエ201号室
債務者　三浦　憲和
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１０５３号
名古屋市西区清里町69番地の88　市営比良荘中１棟601号
債務者　下竹　博臣
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１０５号
名古屋市中川区昭和橋通９丁目80番地の１コ・ドミニオン昭和橋通604号
債務者　北林　　薫
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１８７号
愛知県春日井市六軒屋町西２丁目５番地７パスウェイシンコーⅡ206号
債務者　加藤　秀司
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３００号
名古屋市港区宝神４丁目1101番地　宝神荘４棟509号
債務者　谷口　　繁
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５４４号
愛知県丹羽郡扶桑町大字南山名字馬場112番地１
債務者　上田美津子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５４５号
愛知県丹羽郡扶桑町大字南山名字馬場112番地１
債務者　山口　園美
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２０６号
愛知県一宮市猿海道３丁目４番13―７号
債務者　小田マサヱ
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第９３号
香川県高松市勅使町1149番地１市営住宅あかつき団地５棟13号室
債務者　藤原　一繁
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３８４号
福岡県宗像市田熊１丁目１番24号
債務者　占部　久美（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４２０号
福岡市西区拾六町１丁目26番25―202号
債務者　竪山かおり
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４２６号
福岡市早良区干隈５丁目28番12号
債務者　池田冨士夫
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４８８号
福岡県糟屋郡宇美町貴船２―２―11フィルイーズ201号
債務者　井内　保雄
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６１５号
福岡市城南区友丘６丁目20番33号
債務者　島田　善之
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部